

議 第 五 号

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十八年六月八日

提 出 者

議 員

福 島

かずえ

”

正 木

満 之

”

嗟 峨

サダ子

”

花 木

則 彰

”

ふるくぼ

和 子

賛 成 者

議 員

船 山

由 美

仙 台 市 議 会 議 長
柳 橋 邦 彦 様

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

仙台市政務調査費の交付に関する条例（平成十三年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（収支状況報告書等の提出等）」に改め、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、「収支状況報告書」の下に「及び前項の規定により提出された領収書等（以下「収支状況報告書等」という。）を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項又は前項の規定により提出する収支状況報告書には、当該収支状況報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。

第十一条の見出しを「（収支状況報告書等の保存）」に改め、同条中「第九条第二項又は第四項の規定により提出された収支状況報告書」を「収支状況報告書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の仙台市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

理 由

政務調査費の使途を明らかにするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。